

岩手県告示第614号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成23年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 上閉伊郡大槌町大槌及び下閉伊郡山田町船越地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成23年8月31日から同年12月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量及び路線測量）